



秋田県公報

目次

規 則	目 次	ペー ジ
秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(四九・高校教育課)		1
告示		
生活保護法による医療機関の指定(六一七・福祉政策課)		1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(六一八・福祉政策課)		2
麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種を行う医師(六一九・健康対策課)		2
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(六二〇・大館保健所)		3
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(六二一・湯沢保健所)		3
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(六二二・都市計画課)		3
船川港金川多目的広場の利用料金の承認(六二三・港湾空港課)		3
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)		4
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)		5
土地改良区の役員退任の届出(秋田地域振興局農林部)		5
市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(雄勝地域振興局農林部)		5
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(建設管理課)		5
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)		6
選挙管理委員会		

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日

選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(九六)……………6
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(九七)……………6

規 則

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。
 平成十六年七月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十九号

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(昭和五十年秋田県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中、「二百八十三万円」を、「二百七十九万円」に改め、同条第二号及び第三号中、「百分の百九十六」を、「百分の百九十二」に改める。

第五条各号中、「一万三千元」を、「一万四千元」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則第五条の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

公 示

秋田県告示第六百十七号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年七月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

御門歯科クリニック	齋藤 徹	本荘市本田仲町七十二番地	歯科、小児歯科、矯正	平成十六年五月一日
医療法人 ももデンタルクリニック	医療法人 ももデンタルクリニック 理事長	能代市字藤山三十四番地一	歯科、小児歯科、矯正 歯科、歯科口腔外科	平成十六年三月一日
石田歯科医院	石田 知也	横手市寿町三二	歯科、小児歯科、歯科 口腔外科	平成十五年八月一日
のと薬局	能登 哲也	能代市追分町二二二二	調剤薬局	平成十六年四月一日
医療法人 いしだ歯科診療所	医療法人 いしだ歯科診療所 理事長	由利郡鳥海町伏見字山添七十五五	歯科、小児歯科	平成十六年六月一日
いけがみレディースクリニック	池上 俊哉	鹿角市花輪字合ノ野二百四十五番地七	産科、婦人科、内科	平成十六年七月一日

秋田県告示第六百八十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
 平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田 典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
石田歯科医院	石田 勝一	横手市寿町三二	平成十五年七月三十一日
いしだ歯科診療所	石田 千春	由利郡鳥海町伏見字山添七十五五	平成十六年五月三十一日

秋田県告示第六百十九号
 各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定によ

り行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四

条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名 八嶋 信 浩	医療機関名 神岡診療所	予防接種を行う主たる場所 所在地 仙北郡神岡町神宮寺字本郷下六四番地一
	所 在 地	

秋田県告示第六百二十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田典城

名 称 ツチヤ薬局マックスバリューストア	所 在 地 大館市根下戸新町十八 八十三	辞 退 年 月 日 平成十六年六月三十日
-------------------------	-------------------------	-------------------------

秋田県告示第六百二十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田典城

名 称 菅クリニク	所 在 地 稲川町三梨字下宿五八番一	辞 退 年 月 日 平成十六年六月六日
--------------	-----------------------	------------------------

秋田県告示第六百二十二号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 土地区画整理事業の名称
田沢湖町駅前東土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
田沢湖町長 佐藤 清雄
- 三 施行地区
仙北郡田沢湖町生保内字男坂の一部
- 四 事務所所在地
仙北郡田沢湖町生保内字宮の後三十番地
- 五 施行認可の年月日
平成十六年三月二十四日
- 六 事業施行期間
平成十六年三月二十四日から平成十七年三月三十一日まで
- 七 変更の内容
仙北郡田沢湖町生保内字男坂の一部において施行地区を変更する。
- 八 変更認可の年月日
平成十六年七月十五日

秋田県告示第六百二十三号

秋田県港湾施設管理条例（昭和三十四年秋田県条例第十九号）第十七条第一項の規定により、次のとおり船川港金川多目的広場の利用料金を承認したので、同条例第二十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 球技場

区 分 アマチュアスポー 一般	利用料金の額	
	一時間につき 三三〇円	一日につき 二、四八〇円

入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合	
入場料を徴収するとき	その他の催物に使用するとき	入場料を徴収するとき	その他の催物に使用するとき
アマチュアスポーツに使用するとき	学生・生徒・児童	平 日	土曜日・休日
一 般	一 般	三、一五〇円	四、二〇〇円
六三〇円	六三〇円	二五、二〇〇円	三三、六〇〇円
五、〇四〇円	五、〇四〇円	二、四八〇円	二、四八〇円
六三〇円	六三〇円	五〇、四〇〇円	六七、二〇〇円
八、四〇〇円	八、四〇〇円		

備考

一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (一) 一日 開場時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
 - (二) 入場料 使用者が、いずれの名義であるかを問わず、球技場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
 - (三) 学生・生徒・児童 大学及び高等専門学校の学生、高等学校生徒、中学校生徒並びに小学校児童(これらの者に準ずる者を含む。)をいう。
 - (四) 休日 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日をいう。
- 二 使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって使用するときは、入場料を徴収する場合の利用料金を徴収する。
- 三 使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。
- 二 球技場の附属施設

区 分	利 用 料 金 の 額
使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に	

放送室	一時間につき	三五〇円	一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。
シャワー室	一室一時間につき	二、一〇〇円	使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

三 港湾施設用地

区 分	利 用 料 金 の 額
船川港金川多目的広場の敷地	使用面積(看板等にあつては、表示部分の面積)一平方メートルにつき一年 七〇円

備考

- 一 使用許可期間が一年未満であるもの又はその期間に一年未満の端数があるものは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるものは一月として計算する。
- 二 算出した利用料金の額に十円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 三 算出した利用料金の額が十円に満たない場合にあつては、十円とする。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあつた年月日

平成十六年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人栗駒山麓遊ゆうの会

三 代表者の氏名

佐藤 幸一

四 主たる事務所の所在地

雄勝郡東成瀬村岩井川字川通二十八番八

五 定款に記載された目的

この法人は、栗駒山麓秋田県内に入林する全ての人々に対して、自然保護の重要性と自然の楽しさを知ってもらうことに関する事業を行い、自然生態系の維持と環境保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十六年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鹿角親交会

三 代表者の氏名

金澤 博子

四 主たる事務所の所在地

鹿角市花輪

五 定款に記載された目的

本会は精神障害を持つ人々が地域で自立していける社会の実現を図るため、精神障害を持つ人々の自立支援や、障害を持つ人々とその家族の暮らしやすい町づくりを実現するために保健、医療または福祉の増進を図る活動、および精神障害への理解の啓発などに関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

特定非営利活動の事業の一部廃止

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、井川町土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

南秋田郡井川町施田字轡田百二十九番地

小林 誠之進

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、皆瀬村からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（板戸内城地区単小規模土地改良事業）計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十六年七月二十六日から同年八月二十日まで

三 縦覧場所 皆瀬村役場

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 借入物品名及び数量

パーソナルコンピュータ 百八十三台

(二) 借入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 借入期間

平成十六年十月一日から平成二十年九月三十日まで

(四) 借入物品の設置場所

別途指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県建設交通部建設管理課積算・電算班(電話〇一八 八六〇 二四一九) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月二十三日(金)から同年八月二十七日(金)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年九月三日(金) 午前十時三十分

秋田地方総合庁舎四階 第二会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of items to be rented : 183 Personal computers

2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 3 September, 2004
3 Contact point for the notice : Public Works Engineering Division,
Department of Public Works and Transportation, Akita Prefectural
Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570,
Japan TEL 018-860-2419

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
速度測定装置 六式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十月二十九日(金)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月二十三日(金)から同年八月二日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月六日(金) 午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
 規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その越える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十六年七月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三二八

三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その越える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

数） 二二七、七二七

秋選管告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その越える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十六年七月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、八〇二
能代市	一四、七五〇
横手市	一〇、九五七
大館市	一八、一七六
本荘市	一一、一五四
男鹿市	八、三九四
湯沢市	九、三七四
大曲市	一〇、六八〇
鹿角市鹿角郡	一一、六三一
北秋田郡	一八、〇〇九
山本郡	一三、三六一
南秋田郡	一九、九二四
河辺郡	五、二一六
由利郡	二〇、八九八
仙北郡	三一、七六一
平鹿郡	一八、四九六
雄勝郡	一一、五四二

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十六年六月二十四日号外第一号掲載の選挙分会長告示（原稿誤り）

一	
下	
二	
	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人のくじを行う場所
	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県松原市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷
電話(082)876600
FAX(082)876601
E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp

